

QIRAポイント特約

第1条(本特約の目的)

本特約は、JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)が発行するカードの会員(以下「会員」といいます)に対して、当社が提供するQIRAポイントサービス(以下「ポイント」といいます)の付与、利用等の条件を定めるものです。会員は、本特約に同意のうえ、ポイントを利用するものとします。

第2条(ポイント付与対象)

1. 会員が指定の加盟店(以下「加盟店」といいます)でカード利用により購入した商品または提供された役務等(以下「商品等」といいます)に対する利用代金に対して当社が定めるポイントを付与します。ただし、商品等によりポイント付与の対象外となる場合があります。
2. カードの種別または対象商品等により、ポイント付与のポイント率が異なる場合または対象とならない場合があります。詳細は別途定めるものとし、当社ホームページに掲載する等の方法で会員に告知します。
3. 本条1項での付与とは別に、キャンペーン等により特別な期間限定ポイントが付与されることがあります。
4. カード年会費、キャッシングサービス、カードローン等金融商品のご利用分など、当社がポイント対象外と指定するご利用分については、ポイント付与の対象となりません。

第3条(ポイントの付与時期)

1. 当社は、第2条1項で算定するポイントは毎月一定日(カード締切日)に締め切って集計し、毎月月末までに会員に付与します。なお、データの集計日により、ポイントの付与が翌月以降になることがあります。
2. 既にポイントが付与されているカード取引の解約あるいは分割払い・リボ払いでの利用分の一括返済等ポイントを減算すべき事情が生じた場合には、減算処理を行います。

第4条(ポイントの利用・交換)

1. ポイントは、当社が定める換算率により、大丸・松坂屋のポイントをはじめ、提携先ポイントへの移行及び当社が指定する賞品・サービスと交換できるものとします。詳細は当社ホームページに記載しております。
2. ポイントの利用は、本会員に限り手続きできるものとします。また、ポイントは有効期限の近いものから順に減算します。

第5条(ポイントの有効期間)

1. 獲得したポイントの有効期間は最大2年間とし、詳細は当社ホームページに掲載する等の方法で会員に告知します。有効期限までに使用されなかったポイントは失効するものとします。また、会員が会員資格を喪失した場合、その時点での保有ポイントは失効するものとします。
2. 第2条3項の期間限定ポイントの有効期間は、当社が別途定めるものとします。

第6条(第三者によるポイントの不正使用)

会員のカードのポイントが第三者によって不正に利用された場合、てん補いたしません。

第7条(賞品等の配送)

賞品等の配送先は国内の登録住所または国内ご指定のお届け先とします。

第8条(提携先ポイント等への移行)

1. 当社は提携先に対してポイント移行時の会員情報確認のため、氏名、提携先企業のお客様番号、ポイント数等の個人情報を提供することがあり、会員は同意するものとします。
2. 提携先ポイント等への移行は移行先の締日により移行時期が異なります。また、突発の事情により、移行が遅れる場合があります。

第9条(ポイントの譲渡等の禁止)

ポイントは相続、譲渡、譲受および借り受けすることはできません。

第10条(利用の停止・制限、資格の取消し)

1. ポイントの付与または利用に関して、会員が当社または対象加盟店に対し虚偽の申し出を行った場合、その他会員が不正の目

的をもってポイントを獲得、利用したときは、当社は、会員に対して何らの通知・催告なく、ポイントまたはカードの利用を停止し、もしくは会員の資格を取消することができるものとします。また、この場合、当社からの請求があるときは、会員は不正に利用したポイント相当額を当社または加盟店に返金するものとします。

2. 会員が会員規約第15条、第23条、第25条いずれかに該当した場合、ポイントの利用が制限されることをあらかじめ承諾するものとします。

第11条(ポイントサービスの変更)

ポイントサービス内容は、社会情勢の変化等に応じて事前に予告なく変更する場合があります。変更内容については、当社のホームページに掲載することにより告知します。

第12条(一時的な利用の停止等)

当社はシステムのメンテナンスその他やむを得ない事情がある場合には、ポイントの利用等を行うためのホームページ等の利用を停止することがあります。この場合は、事前にホームページで告知します。また、緊急等やむを得ない事情が生じた場合には、予告なく利用を停止することがあります。なお、いずれの場合にも、会員がホームページ等を利用できなかったために被った損害について、当社は賠償の責を負わないものとします。

第13条(本特約の変更)

当社が、本特約を変更しようとするときは、事前に当社のホームページに変更内容を掲載することにより告知します。

第14条(本特約の優先適用)

本特約条項と会員規約において重複する事項については、本特約条項を優先します。